

## 民間調査会社への調査外注に関するアンケート

特許第1委員会、特許第2委員会委員各位様

日本知的財産協会  
特許第2委員会  
第3小委員会

迅速かつ適確な審査の促進に向けての制度改革の観点から、当小委員会では、審査滞貨対策のひとつとして、特許庁審査における民間調査会社への調査外注の可能性を検討しております。お忙しいなか誠に恐縮ですが、アンケートへのご協力をお願いします。

(回答の仕方)

- ・質問のなかにアルファベットの選択肢がある場合は、アルファベット記号を回答欄の枠内にご記入ください。
- ・文章での回答は、枠からはみ出しても構いませんのでそのまま文章を書き込んでください。

備考:

- ・アンケート結果に関して記入者名、貴社名を一切公表しません。
- ・アンケートの回答は貴社の正式なものではなく、貴殿の理解・判断によるもので構いません。
- ・文字化け等で判読不能な場合はando@corp.mew.co.jpまでご連絡ください。

貴社名:
お名前:

### (Q1 先行技術調査の現状)

貴社の特許出願に係わる先行技術調査の現状に関する質問です。

#### Q1 1 貴社の業種は何ですか？

A:電機 B:機械 C:化学 D:その他( )

回答欄

--

#### Q1-2 貴社では案件の重要度に応じて先行技術調査のレベルを変えていますか？

A:変えている Q1-3、Q1-4にお答えください

B:変えていない Q1-5にお答えください

C:案件の重要度に係わらず先行技術調査は行っていない Q2にお進みください

回答欄

--

#### Q1-3 Q1-2で「変えている」と答えた方に伺います。

重要案件の先行技術調査を行う割合はどれくらい、主に誰が行いますか？

割合は、A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%(行わない)のうち近いものをお答えください

誰がは、A:社内、B:関係調査会社、C:外部調査会社のうち主たるものをお答えください

「回答欄の左に割合」を「回答欄の右に誰が」をアルファベット記号にてご記入ください

回答欄

出願前  
外国出願検討時  
審査請求前  
その他( )


#### Q1-4 Q1-2で「変えている」と答えた方に伺います。

通常案件の先行技術調査を行う割合はどれくらい、主に誰が行いますか？

回答の仕方については、Q1-3と同じです

出願前  
外国出願検討時  
審査請求前  
その他( )

回答欄


#### Q1-5 Q1-2で「変えていない」と答えた方に伺います。

案件の先行技術調査を行う割合はどれくらい、主に誰が行いますか？

割合は、A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%(行わない)のうち近いものをお答えください

誰がは、A:社内、B:関係調査会社、C:外部調査会社のうち主たるものをお答えください

「回答欄の左に割合」を「回答欄の右に誰が」をアルファベット記号にてご記入ください

回答欄

出願前

--	--

外国出願検討時  
審査請求前  
その他( )


**Q1-6 調査費用についてお伺い致します。通常案件につき、Fターム検索で200～300件程度に絞り込み、その後、内容を検討して10件程度に絞り込む程度の先行技術調査を外部(又は貴社の関係調査会社)に依頼する場合、1案件にどのくらいの費用をかけていますか**

A: 4万円未満    B: 4万円以上7万円未満    C: 7万円以上10万円未満  
D: 10万円以上15万円未満    E: 15万円以上

回答欄

--

**(Q2 民間調査会社による先行技術調査の受託)**

特許庁審査のための調査業務を行うことのできる指定調査機関は、特例法37条により公益法人に規定され、IPCCは特例法により指定された唯一の指定調査機関として審査官の行う先行技術調査を代行しています。なお、IPCCにおいて先行技術調査を担当する専門技術者の多くは民間企業からの出向者です。以下は、こうしたIPCCが行う先行技術調査を民間調査会社が特許庁から

**Q2 1 先行技術調査を一定要件下で民間調査会社が行うことを認めてもよいと思いませんか？**

A: 認めてよい    Q2-2、Q2-3へとお進みください  
B: 認めるべきでない    Q2-4にお進みください

回答欄

--

**Q2-2 Q2-1で「認めてよい」と答えた方に伺います。先行技術調査を認めてよいとした理由をお教えてください**  
回答欄

--

**Q2-3 Q2-1で「認めてよい」と答えた方に伺います。先行技術調査を認めたとして心配される事項はありますか？**  
～ について、「心配である場合は 」を「心配でない場合は×」を回答欄にご記入ください  
その他に心配な事項があれば、その他回答欄にご回答ください

回答欄


調査業務の公平性の担保  
調査結果の質の担保  
調査業務の円滑な実施  
機密性の確保  
IPCCに対して調査費用が割高になることに伴う審査請求料のアップ  
その他回答欄

--

Q2-5にお進みください

**Q2-4 Q2-1で「認めるべきでない」と答えた方に伺います。先行技術調査を認めるべきでないとした主たる理由をお教えてください**  
A～Fのいずれかを回答欄にご記入ください(その他の場合、その理由を下の枠内にご回答ください)

A: 調査業務の公平性の担保  
B: 調査結果の質の担保  
C: 調査業務の円滑な実施

回答欄

--

D:機密性の確保

E:IPCCに対して調査費用が割高になることに伴う審査請求料のアップ

F:その他

次にお進みください

**Q2-5 民間調査会社が先行技術調査を行う場合に公平性の担保は可能であると考えますか？**

A:可能である Q2-6にお答えください

B:不可能である Q2-7にお答えください

回答欄

**Q2-6 Q2-5で「可能である」と答えた方に伺います。**

**どのような仕組みで公平性は担保できる又はすべきとお考えですか？**

例えば、民間企業と利害関係にある民間調査会社は指定調査機関から除く

サーチ案件から利害関係のある出願人の案件を除く

サーチ案件ごとに調査会社名を公表する

など、必要とお考えの仕組みについて回答欄にご回答ください

また、上述した例示についてのご意見等がございましたら、併せて回答欄にご記入ください

なお、特別に措置を講ずる必要がないとお考えの場合には、その理由を回答欄にご回答ください

回答欄

Q2-8にお進みください

**Q2-7 Q2-5で「不可能である」と答えた方に伺います。**

**不可能であるとお考えの理由をお教えてください**

回答欄

次にお進みください

**Q2-8 民間調査会社が先行技術調査を行う場合に調査結果の質の担保は可能であると考えますか？**

A:可能である Q2-9にお答えください

B:不可能である Q2-10にお答えください

回答欄

**Q2-9 Q2-8で「可能である」と答えた方に伺います。**

**どのような仕組みで調査結果の質は担保できる又はすべきとお考えですか？**

例えば、民間調査会社が受託するサーチ案件は、その調査会社の得意とする分野に制限する

サーチレポート制を導入し、サーチレポートに調査会社名を公表する

特許庁審査官による調査結果のフィードバックを実施する

調査結果の質に改善が見られない場合には指定調査機関の認定取消などペナルティーを与える

調査者資格制度を創設し、調査者自身にインセンティブを与える  
など、必要とお考えの仕組みについて回答欄にご回答ください  
また、上述した例示についてのご意見等がございましたら、併せて回答欄にご記入ください  
なお、特別に措置を講ずる必要がないとお考えの場合には、その理由を回答欄にご回答ください  
回答欄

Q2-11にお進みください。

Q2-10 Q2-8で「不可能である」と答えた方に伺います。  
不可能であるとお考えの理由をお教えてください  
回答欄

次にお進みください。

Q2-11 指定調査機関としての調査結果の質の担保の一環として調査者資格制度を創設することをどのように考えますか？

例えば、調査結果の質の担保の一環として指定調査機関の指定基準に有資格者の人数規定は必要であり、調査者資格制度は必要である、或いは、調査実務者に研修を受けさせる程度で十分であり、調査者資格制度は必要ないなど、調査結果の質の担保の一環として調査者資格制度が必要であるか否かをご回答ください。また、その理由も合わせてご記入下さい。

A：必要である  
B：必要ない  
C：どちらともいえない

理由：

回答欄

**アンケートのご協力ありがとうございました。**